

佐賀県議会難病対策推進議員連盟規約

第1条 本連盟は、佐賀県議会難病対策推進議員連盟と称する。

第2条 本連盟は、難病患者の人権、生活、就学、就労が保障され、福祉の増進に寄与する活動を総合的に推進することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 難病対策を推進するための調査研究及び啓発活動
- (2) 難病対策に関する政策提案活動
- (3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する佐賀県議会議員（以下「会員」という。）をもって組織する。

第5条 連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
常務理事	1名
理 事	若干名
会 計	1名
監 事	2名

2 連盟に、役員として、顧問を置くことができる。

3 役員は、総会において選任する。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

第7条 会長は、本連盟を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の運営に当たる。

- 4 理事は、常務理事を補佐し、本連盟の連絡調整に当たる。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。
- 6 顧問は、本連盟の運営に関し、会長に助言をする。

第8条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

第9条 総会は、連盟の重要事項について議決する。

- 2 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 役員会は、顧問、会長、副会長、常務理事、理事及び会計をもって構成し、総会に付議する事項、急施を要する事項その他会長が必要と認める事項について議決する。

- 2 役員会は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、月額2,000円とする。
- 3 経費に不足を生じた場合は、総会の議決を経て、借入れすることができる。

第12条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本連盟の事務局は、佐賀県議会内に置く。

第14条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、本連盟の成立した日から施行する。（平成22年12月16日）
- 2 本規約第11条第2項の会費は、平成22年度は年額1,000円とする。
- 3 本規約第12条の会計年度は、平成22年度は施行日に始まり平成23年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月25日から施行する。